

総合情報センター一年報



平成26年度

目 次

1. 概要	
1) 総合情報センターのめざすもの	1
2) 総合情報センターの所在地等	1
2. 組織及び教職員	
1) 組織	1
2) 部会	1
3) 教職員	2
3. 図書館	
1) 開館時間	2
2) 図書等受入状況	3
3) 図書館利用状況	4
4) 電子ジャーナル・データベース	5
5) その他設備等	7
4. 情報処理センター	
1) サーバ、ネットワークシステムの概要	8
2) 登録 ID 総数及び教職員、学生、大学院生ごとの内訳	8
5. 総合情報センター	
1) 総合情報センターの運営	8
2) 社会活動	11
3) 研究活動	11
6. その他	
資料等	15

1. 概要

1) 総合情報センターのめざすもの

高知県立大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与する。

2) 総合情報センターの所在地等

(1) 永国寺キャンパス

〒780-8515 高知市永国寺町 5-15

TEL 088-873-2421

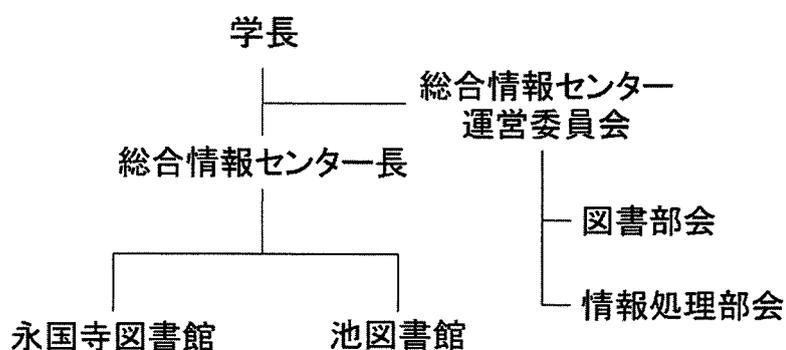
(2) 池キャンパス

〒781-8515 高知市池 2751-1

TEL 088-847-8701

2. 組織及び教職員

1) 組織



2) 部会

(1) 図書部会

県立大図書部会及び短大図書部会は、それぞれの大学に係る図書館資料の収集等に関する業務を行う。(図書部会規程 第2条: 所掌事項)

(2) 情報処理部会

部会は、次の各号に掲げる業務を行う。(情報処理部会規程 第2条: 所掌事項)

- ・情報処理システムの維持、管理及び運営に関する業務
- ・学内ネットワークの維持、管理及び運営に関する業務
- ・学内ネットワークと学外ネットワークの接続に関する業務
- ・学術情報処理に関する業務
- ・情報処理システム利用者教育に関する業務
- ・その他情報処理に関し必要な業務

3) 教職員

教員 3名(専任教員2名)

職員 永国寺図書館 正職員3名 (短期大学職員を含む)

契約職員2名

池図書館 契約職員2名

派遣職員1名

3. 図書館

永国寺図書館は、一般教養分野、文化学部関係の図書が主となっており、短期大学が併設されている関係で、社会科学関係の図書も収集されている。池図書館は、医療・看護関係、社会福祉関係、健康栄養学部関係の図書が主となっている。

年2回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員に対しては、自分が専門とする図書が不十分な場合があることから、上述の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。

1) 開館時間

永国寺キャンパスには夜間課程の短期大学が併設されており、永国寺図書館では短期大学の授業がある日は夜21時まで開けている。

池図書館では平日夜19時まで開けている。

開館時間

	永国寺図書館	池図書館
月～金	9:00～21:00 (※1)	9:00～19:00
土	10:00～16:00 (※2)	10:00～16:00 (※2)

(※1) 高知短期大学の授業がない日は9:00～19:00

(※2) 春季・夏季休業中を除く

2) 図書等受入状況（平成 26 年度）

所蔵図書等は、平成 27 年 4 月 1 日現在、図書 255,735 冊、雑誌 1,801 タイトルである。

図書・雑誌の蔵書数

（単位：冊、タイトル）

項目	永国寺図書館	池図書館	合計
図書（冊）	162,103	93,632	255,735
雑誌（タイトル）	1,222	579	1,801

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

<図書>

（単位：冊）

		永国寺	池	合計	
図 書	和 漢 書	蔵書数 (H26 年 4/1 現在)	141,988	78,296	220,284
		平成 26 年度 受入数	1,986	1,473	3,459
		平成 26 年度 除却等	-2,434	5,031	2,597
		蔵書数 (H27 年 4/1 現在)	141,540	84,800	226,340
	洋 書	蔵書数 (H26 年 4/1 現在)	25,303	11,845	37,148
		平成 26 年度 受入数	91	318	409
		平成 26 年度 除却等	-4,831	-3,331	-8,162
		蔵書数 (H27 年 4/1 現在)	20,563	8,832	29,395
	合 計	蔵書数 (H26 年 4/1 現在)	167,291	90,141	257,432
		平成 26 年度 受入数	2,077	1,791	3,868
		平成 26 年度 除却等	-7,265	1,700	-5,565
		蔵書数 (H27 年 4/1 現在)	162,103	93,632	255,735

<雑誌>

(単位：タイトル)

		永国寺	池	合計	
雑 誌	和 雑 誌	蔵書数 (H27年4/1現在)	947	398	1,345
		平成26年度 受入数	241	319	560
		平成26年度 受入開始数	0	0	0
		平成26年度 除却等	-256	-1,072	-1,328
	洋 雑 誌	蔵書数 (H27年4/1現在)	275	181	456
		平成26年度 受入数	10	59	69
		平成26年度 受入開始数	0	0	0
		平成26年度 除却等	52	-14	38
	合 計	蔵書数 (H27年4/1現在)	1,222	579	1,801
		平成26年度 受入数	251	378	629
		平成26年度 受入開始数	0	0	0
		平成26年度 除却等	-204	-1,086	-1,290

(注) 平成27年4月1日から高知工科大学との法人一元化に伴い、図書館情報管理システムリメディアオに移行したことにより蔵書数はリメディアオの登録数とした。

<視聴覚資料>

(1) 永国寺図書館:3,552件

(2) 池図書館: 1,461件

3) 図書館利用状況

(1) 永国寺図書館

・文献複写件数: 247件

・相互貸借件数: 98件

(2) 池図書館

・文献複写件数：1,575 件

・相互貸借件数： 52 件

※文献複写・相互貸借ともに依頼・受付の合計件数

永国寺図書館、池図書館ともに利用頻度は高く、平成 26 年度の利用状況は、延べ入館者数 69,190 人で、24,739 冊の図書が貸し出されており、有効に活用されている。また、平成 26 年度末の学外登録者数は、両図書館合わせて 880 人であり、本学学生、教職員ばかりでなく、広く県民にも利用されている。

図書館利用状況

(単位：人、冊)

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度
入館者数	永国寺	27,855	22,271	20,348
	池	45,630	50,362	48,842
	合計	73,485	72,633	69,190
貸出人数	永国寺	3,828	3,931	3,867
	池	7,163	7,090	6,905
	合計	10,991	11,021	10,772
貸出冊数	永国寺	8,536	6,925	7,246
	池	17,114	16,936	17,493
	合計	25,650	23,861	24,739

4) 電子ジャーナル・データベース

(1) データベース・電子ジャーナルは、ProQuest Research Library、EBSCOhost (Academic Search Premier, CINAHL Complete, MEDLINE Complete, ERIC, Food Science Source)、CiNii、ヨミダス文書館、マガジンプラス、メディカルオンライン、医学中央雑誌を導入している。平成 26 年度は、このうち、メディカルオンラインを新規導入し、また、CINAHL と MEDLINE は各々最上位の製品に増強して、電子情報の一層の充実を図った。

(2) ProQuest Research Library

人文、社会科学、心理学、芸術、ビジネス、教育、金融、福利厚生、法律、医学、政治、宗教、科学技術といった幅広い分野の学術雑誌を収録したデータベースである。

この中には次のデータベースも含まれている。

*New York Times

New York Times に掲載されたニュース記事のデータベース。

*ProQuest Dissertations & Theses A&I

北米を中心に世界の修士・博士論文を収録するデータベース。

(3) EBSCOhost

EBSCO 社が提供するデータベース

① CINAHL Complete

看護学、保健医療、消費者健康、生態臨床医学等のデータベース。

② MEDLINE Complete

医学全般、薬学、看護学、歯科学、獣医学、保健医療学等のデータベース。

③ Academic Search Premier

人文、社会、自然、医療、デザイン、コンピュータ等、幅広い分野をカバーするデータベース。

④ ERIC

教育関連の文献とリソースを利用できる。

⑤ Food Science Source

食品産業に関連する問題を取り扱った定期刊行物のデータベース。

(4) CiNii Articles

日本の学術論文を中心にした論文情報が検索できる。

(5) CiNii Books

全国の大学図書館が所蔵する資料（図書、雑誌など）の情報が検索できる。

(6) Westlaw International

ウエストロー・ジャパン社が提供する外国法の法律情報オンラインデータベース。判例、法令、行政関連資料、法律雑誌・紀要、法律百科事典、弁護士年鑑のほか、ニュース、企業情報、公的資料、特許情報をはじめとするビジネス法務に関わる各種周辺情報などが検索できる。

(7) 読売新聞 「ヨミダス文書館」

読売新聞社が提供する新聞データベース。

1986年9月からの読売新聞と、1989年9月からの THE DAIRY YOMIURI (英字新聞) とが収録された新聞データベースと「よみうり人物データベース」が利用できる。

(8) MAGAZINEPLUS (NICHIGAI/WEB サービス)

日外アソシエーツ提供の雑誌・論文情報データベース。

国立国会図書館の「雑誌記事牽引」のほか、調査がしにくい学会年報・論文集や地方誌なども検索できる。1945年からのデータを収録。最新データが毎週更新されている。

(9) The American Journal of Clinical Nutrition

アメリカの臨床栄養学の雑誌を閲覧することができる。

(10) Profession

近代言語及び文学の電子ジャーナル。

(11) 理科年表プレミアム

丸善出版が提供する総合自然科学系データベース。

理科年表(国立天文台編)の創刊号(1925年)から最新号までのデータが収録されている。

(12) メディカルオンライン

医学文献の検索・閲覧、及び文献全文をダウンロード提供する医療総合 Web サイト。

(13) 医中誌 web

医学中央雑誌刊行会が提供する医学系データベース。

5) その他設備等

〈永国寺図書館〉

- ・ 閲覧席 95 席
- ・ 学内者専用端末 4 台
- ・ 一般利用者のための開放端末 2 台
- ・ グループ研究室 1 室
- ・ 視聴覚席 5 席

〈池図書館〉

- ・ 閲覧席 117 席
- ・ 学内者専用端末/一般利用者のための開放端末 10 台
- ・ 医中誌 web 専用端末 2 台
- ・ グループ室 2 室
- ・ 共同研究室 1 室
- ・ キャレル 1 室
- ・ 視聴覚席 5 席

4. 情報処理センター

学内LANの状況

1) サーバ、ネットワークシステムの概要

- サーバ
基幹サーバとして仮装サーバ（3台）、運用管理サーバ等で、FireWall と virus checker を入れている。
- ネットワークシステム
永国寺キャンパスからインターネットに繋がっており、永国寺キャンパスと池キャンパスは1Gbps で接続されている。

2) 登録ID総数及び教職員、学生、大学院生ごとの内訳

- UNIX および Windows 統合認証システム登録
教職員 194名（教員 122名、事務職員 72名）
学 生 1,265名（学部 1,160名、大学院 105名）
- 接続端末の総数
総数 約800台
永国寺キャンパス 約350台
池キャンパス 約450台

5. 総合情報センター

1) 総合情報センターの運営

(1) 総合情報センター運営委員会、情報処理部会、図書部会

総合情報センター業務を遂行するため、高知短期大学との合同総合情報センター運営委員会を定期的に12回開催した。情報処理部会はメーリングリストにて適宜、図書部会は総合情報センター運営委員会に含め開催した。

(2) 図書部門（図書部会）

① 推薦図書事業

前期/後期にそれぞれ1回、計2回通常の推薦図書を実施した。また、新任教員が学生に利用させる図書等を配慮して開始された新任教員推薦図書が7年目を迎えた。

② スタッフディベロップメント

- ・ 第62回中国四国地区大学図書館協議会総会への参加
- ・ 第20回公立大学協会図書館協議会中国四国地区協議会総会への参加

- ・第46回公立大学協会図書館協議会総会への参加
 - ・平成26年度第1回公立大学協会図書館協議会拡大役員会への参加
 - ・平成26年度第2回公立大学協会図書館協議会拡大役員会への参加
 - ・公立大学協会図書館協議会中国四国地区協議会平成26年度職員研修会への参加
 - ・第55回中国四国地区大学図書館研究集会 大学図書館新時代のサービスを考える ～学生の視点から～ への参加
 - ・平成26年度大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）総会、平成26年度版元提案説明会への参加
 - ・機関リポジトリ新任担当者研修（西日本会場）への参加
- ③ 重複図書の除却・廃棄処理
- 前年度に永国寺図書館で重複している図書の抜き出しを行い、関係学部と調整しながら、今年度廃棄処分を行った（県大5,344冊、短大3,909冊）。
- ④ 図書館および電子ジャーナルの利用促進
- 前年度作成した図書館利用に関する統一プログラムを用いて、各大学、学部の特徴も踏まえながら、司書と連携して各学部棟に対応した学習会等を開催した。
- ⑤ トライアルの実施
- 以下のトライアルを実施した。
- ・リンクリゾルバー(SFX)：データベース等で発見した文献の入手方法・入手場所を適切にナビゲートするツール。
 - ・メディカルオンライン電子書籍
- ⑥ 図書館利用に関する学生の意識調査のまとめ
- 平成25年度の事業として、学生の図書館利用状況と提供サービスに関し、全学生を対象とした調査を実施したが、今年度は収集データの解析を行い、図書館サービスを向上させるための資料を得た。(後述要旨参照)
- ⑦ 池図書館と永国寺図書館の雑誌の配架バランスと継続購読の検討
- 池および永国寺両館の雑誌配架バランスを検討すると共に、改組に伴い必要なくなった雑誌も検討した。
- ⑧ 法人統合に伴う規程類の検討と整備
- ・高知県立大学図書館・高知短期大学図書館文献複写細則
 - ・高知県立大学図書館・高知短期大学図書館図書管理規程
 - ・高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則
 - ・高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則
- ⑨ 高知県立大学・高知短期大学総合情報センター蔵書点検実施要領の策定

⑩ 医学中央雑誌 web の取り扱い

大学院と共同し、これまで図書館でのみ利用できたデータベースを、登録した大学院生と教員により、学内 LAN に接続された端末から閲覧できるようにし、利便性を向上させた。

⑪ 紀要の整理

狭隘化対策として、収蔵している各大学紀要のうち、既に電子化されており、web により閲覧可能な紀要を廃棄した。

(3) 情報処理部門（情報処理部会）

① 情報処理システムの管理・運用

利用者登録(ID 登録、機器登録等)、トラブル対応、修繕等、実施した。

② スタッフディベロップメント

- ・平成 26 年度公立大学協会情報部会への参加
- ・次期証明書発行サービス(国立情報学研究所) への参加
- ・平成 26 年度高知県ネットワークセキュリティー連絡協議会への参加
- ・平成 27 年高知県ネットワークセキュリティー連絡協議会研修会への参加

③ 永国寺新キャンパス整備に伴う情報ネットワーク/システム

高知工科大との情報 WG を定期的開催し、情報ネットワークおよびシステムの仕様を検討するとともに、業者と連携して情報ネットワークおよびシステムを構築した。

④ 災害時に事業継続性を発揮する情報通信インフラのための運用計画改善手法および冗長化技術の研究開発(総務省委託研究)

SINET 接続が切れたときのネットワークの挙動の調査、停電および復電に伴うサーバ・ネットワーク機器の挙動調査、ネットワーク管理者間および大学全体の緊急時対応者との間での連絡と情報管理の確認を行った。(後述学会発表要旨参照)

⑤ 法人統合に伴う規程類の検討と整備

- ・高知県公立大学法人情報セキュリティポリシー
- ・高知県公立大学法人情報システム運用基本方針
- ・高知県公立大学法人情報システム運用基本規程
- ・高知県公立大学法人情報セキュリティ対策基準
- ・高知県公立大学法人情報システム利用規程
- ・高知県公立大学法人高知県立大学・高知短期大学情報セキュリティ委員会規程
- ・高知県公立大学法人本部情報セキュリティ委員会規程

⑥ 情報処理コンサルテーション

⑦ 永国寺キャンパスの暫定的な無線 LAN の構築

2) 社会活動

- ・ 公立大学協会図書館協議会前会長館としての活動(役員会および拡大役員会)

3) 研究活動

次ページのとおり

大学図書館サービスの認知と利用状況 ～学生の専門性の差異を通して～

山田 覚、鍋島博之、渡邊桂子、下元有加、吉本悠子、石元栄子、梅原博子、上村由佳、
大原 歩、風間 裕、名和 真一

要旨

大学生や大学院生の図書館サービスの認知度と利用度の現状を調査し、今後の大学図書館のあり方を検討し、図書館サービスを向上させるための資料を得ることを目的とする。図書館サービス認知度、図書館利用度、図書館サービスの満足度、および総合的認知度と利用度、そして総合的な図書館の満足度に関し、評定尺度による質問項目を作成し、本学の全学生にアンケート調査を実施した。大学院生は、図書館をよく利用しており、図書館を効率良く利用するための運営に関わる情報を事前に確認し、学術論文の取り寄せ等、利用可能な種々の図書資源を上手に利用していた。それに比して学部生等は、サービスの認知度と利用度が低い。それらは学部等の専門性により異なることがわかった。図書館サービスの広報や利用の仕方の提示方法が今後の課題であり、図書部会と司書との連携を一層強化する必要がある。

samba4 を用いた AD と LDAP との認証統合

名和真一、風間裕、山田 覚

要旨

samba のバージョン 4.0 以降 (samba-4) を用いて Windows-UNIX 間の統合認証システムを構築した。samba-4 では Active Directory Domain Controller (ADDC) の機能を持つようになり、samba サーバ自身が ADDC になることができる。samba-4 では AD のサポートにより、LDAP と DNS の機能を内包するようになったが、この LDAP 機能は UNIX 系の OS の認証システムとしては親和性が悪い。そこで、LDAP サーバを別に建てて、samba サーバと LDAP サーバとの間でパスワードの同期を取るために、パスワード変更時に外部プログラムを呼び出し、外部 LDAP サーバとの同期を取る様に samba のソースプログラムに変更を加えた。これにより、認証統合環境は構築できたが、ユーザの管理は両サーバで同期を取って行う必要がある。ここに、構築作業の詳細を報告する。

kvmを用いた仮想サーバ環境の構築

名和真一、風間裕、山田 覚

要旨

KVMを用いた仮想マシン環境を構築し、VMwareを用いた環境との比較検討を行った。KVMは環境構築のためのハードウェアの制限が緩く、VMwareを動作させるよりも安価な機器で環境構築が行える。また、KVMはクライアントとの通信にSPICEプロトコルが使える、Windowsだけでなく、Linuxやandroid端末等のクライアント環境からサーバの管理が行えるなど利点が多く存在する。しかし、VMにアクセスする権限等では、個人ユースでは問題ないものの、大規模ネットワークサーバ群を管理するには不足している点もある。

高知県立大学のインターネット環境の改善

風間 裕, 名和 真一, 山田 覚

要旨

高知県立大学のインターネット環境の改善のため、上流プロバイダの変更を伴うネットワーク環境整備計画を検討し実施した。バックボーンを安定にするためにマルチホームの計画とすることにより、IPv4アドレス枯渇にも拘わらず、JPNICから新規にプロバイダ非依存のIPv4アドレスとAS番号の割り当てを受けて、高知県立大学ネットワークは固有のAS番号を持つ自律システムへと移行した。この計画の実施により、キャンパス間接続およびインターネット接続は全て1Gbpsに高速化され、また通常の接続先SINET4切断時には代替経路を経由してインターネット接続が確保される安定な環境になった。

地域 IX における人為的障害による耐災害性の検証

岡村健志、菊池豊、福本昌弘、豊永昌彦、佐々木正人、今井一雅、山田覚、風間裕、
一色健司、名和真一、高畑貴志

要旨

ネットワークに障害が起こったとき想定通りに冗長性が活きるのか、事前の予定通りに人的ネットワークが機能するのか、なかなか自信を持ってないところです。これは障害を人為的に発生させて検証するのが一つの効果的な方法に思えます。ただし、運用中のネットワークで実施するのは多くの困難が伴いますので、この手法を実施するのは二の足を踏んでしまいます。さて高知では学術系組織のネットインフラ担当で高知学術ネットというコミュニティを作っています。高知は南海トラフ地震で大きな被害が予想されており、対災害という文脈でも十分な準備をしておきたいところです。このコミュニティで実際にネットワーク障害を起こしてどうなるかを試してみようと言う、ネットワーク防災訓練を実施しました。これはネットワークを丈夫に安定にしたいと考えているネットワーク運用者の方の参考になるかと思えます。またこういう活動が広まって、日本で世界で定常的に実施されると良いなと考えています。

6. その他

- ・日本学プログラム図書コーナーの充実化
- ・県内各図書館との相互貸借の協力
- ・以下に各利用細則を記載している

高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター
図書館資料等利用細則

高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則

高知県立大学・高知短期大学情報処理施設等利用細則

高知県立大学総合情報センター永国寺図及び高知短期大学総合情報センター 図書館資料等利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）の資料等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日、開館時間)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 開学記念日（4月21日 県立大学、4月27日 短期大学）
- (3) 年末年始
- (4) 図書の点検、整理日（毎月第1水曜日及び夏季休業中、春季休業中の一定期間）
- (5) 夏季等休業中の土曜日
- (6) 総合情報センター長が休館を必要と認めた日

2 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

月～金曜日	9時～20時40分
（ただし、短期大学の授業がない日は、9時～18時40分）	
土曜日	10時～16時

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高知県立大学及び高知短期大学（以下「本学」という。）の職員、学生等
 - (2) 本学の旧職員、卒業生
 - (3) その他総合情報センター長が許可した者
- 2 前項第3号の者に対しては、原則として図書館所蔵資料等の利用または図書館設置情報端末による情報検索および検索出力の閲覧等を目的とする場合に限り利用を許可する。なお、この場合であっても、第1項第1号の者の利用に支障が生じるおそれがあるときは、利用を許可しないことがある。
- 3 図書館の資料等の利用にあたって、係員の求めがあったときは、身分を証するものを提示しなければならない。

(館内利用)

第4条 館内の図書等は、自由に利用できる。必要な資料のみ利用し、利用が終わったときは、速やかにもとの書架内に返却しなければならない。

- 2 館内での飲食および許可された場所以外での携帯電話の通話と音の出る操作は禁止する。
- 3 閲覧席の利用は一人一席のみとする。
- 4 所持品の管理は利用者の責任で行う。
- 5 他の利用者の利用を妨げる行為は行わない。

(貸出券の交付)

第5条 貸出券の交付を受けるときは、学生は学生証を、職員及びその他の者は、身分証

明書を提示して、係員に申請しなければならない。

2 貸出券の記載事項に異同が生じたときは、速やかに届け出をしなければならない

3 貸出券を紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けるものとする。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出は、次の各号の規定により行う。

(1) 図書に貸出券を添えて係員に提示し、貸し出しを受ける。

(2) 図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が夏季、冬季、春季休業期間中であるとき、総合情報センター長は適宜貸出期間を延長することができる。

(3) 逐次刊行物の貸出期間は、7日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(4) 貸出冊数は5冊以内とする。

(5) 貸し出しを希望する図書が貸出中で貸し出しの予約をしたいとき、また、同一図書の再貸し出しも係員に申し込めば、支障のない範囲で行うことができる。

(6) 総合情報センター長が必要と認めたときは、貸出図書の冊数の制限、貸出期間の変更をすることができる。また、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(長期貸出)

第7条 本学教員が教育や研究のため、及び本学の大学院研究科学生が研究や学位論文作成のため、若しくは、本学の学生等（大学院研究科学生を除く。以下本条において同じ。）が卒業研究（卒業論文、看護研究、特別研究等を含む。）作成のため、必要があるときは、第6条の規定による貸し出しの外、次の各号の規定によって貸し出しを受けることができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(1) 貸出期間は1か月以内とする。

(2) 貸出冊数は5冊以内とする。

(3) 本学の学生等にあつては所定の指導教員の証明書を必要とする。

2 逐次刊行物の利用にあつては、原則として本条は適用しない。

(図書等の分置)

第8条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書及び逐次刊行物（以下「図書等」という。）は、学部の研究室、資料室等（以下「研究室等」という。）に分置することができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めた場合は返却を認めることがある。

2 分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。なお、同一図書の再分置は妨げない。

3 研究室等ごとに3,000冊以内とする。

4 第1項の規定により分置した図書等（以下「分置図書」という。）は、研究室等の管理者（以下「分置管理者」という。）が責任をもって保管し、利用するものとする。

5 分置管理者は分置図書を原則として分置した場所に常置するとともに、常に図書等の所在を明らかにしなければならない。

6 分置管理者は、第3条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申し出があつたときは、支障のない限り閲覧または帯出ししなければならない。

7 総合情報センター長は、管理上必要があると認めたときは分置図書の点検を行うほ

か、必要に応じ出納管理状況を調査することができる。

(館外貸出禁止)

第9条 辞典、目録、索引類、視聴覚資料、その他特に総合情報センター長が指定した図書及び逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(保管責任等)

第10条 利用者は、貸し出しを受けた図書の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また返却期間を過ぎた貸出図書の督促に要した費用は、利用者が負担しなければならない。

2 利用者が、図書を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。

(文献複写)

第11条 図書館の利用者は、教育、研究、調査または、学習上必要があるとき文献の複写をすることができる。

2 利用者は、著作権法を遵守しなければならない。

3 その他複写に関する必要な事項は別に定める。

(相互利用)

第12条 当館が所蔵しない資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ、利用の申し込みができる。

2 他大学図書館等から、資料の利用の申し込みがあったときは、本学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。

3 前2項に要する経費は利用者が負担するものとする。

(視聴覚室)

第13条 視聴覚室は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

(規則の遵守等)

第14条 利用者は、本学図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、図書館運営の支障となる行為、他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。

3 本細則に著しく違反する者に対しては、図書館の利用を停止することがある。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年9月13日から施行する。

高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学総合情報センター池図書館(以下「図書館」という。)の資料等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日、開館時間)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 開学記念日
- (3) 年末年始
- (4) 図書の点検、整理日(毎月第1水曜日及び夏季休業中、春季休業中の一定期間)
- (5) 夏季等休業中の土曜日
- (6) 総合情報センター長が休館を必要と認めた日

2 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

月～金曜日 9時～18時50分
土曜日 10時～15時50分

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員、学生等
 - (2) 本学の旧職員、卒業生
 - (3) その他総合情報センター長が許可した者
- 2 前項第3号の者に対しては、原則として図書館所蔵資料等の利用または図書館設置情報端末による情報検索および検索出力の閲覧等を目的とする場合に限り利用を許可する。なお、この場合であっても、第1項第1号の者の利用に支障が生じるおそれがあるときは、利用を許可しないことがある。
- 3 図書館の資料等の利用にあたって、係員の求めがあったときは、身分を証するものを提示しなければならない。

(館内利用)

第4条 図書館内の図書等は、自由に利用できる。必要な資料のみ利用し、利用が終わったときは、すみやかにもとの書架内に返却しなければならない。

- 2 館内での飲食および許可された場所以外での携帯電話の通話と音の出る操作は禁止する。
- 3 閲覧席の利用は一人一席のみとし、所持品を置いたまま30分以上席を離れない。
- 4 所持品の管理は利用者の責任で行う。
- 5 他の利用者の利用を妨げる行為は行わない。

(貸出券の交付)

第5条 貸出券の交付を受けるときは、学生は学生証を、職員及びその他の者は、身分証明書を提

示して、係員に申請しなければならない。

- 2 貸出券を交付できるのは、本学学生と職員および18歳以上の高知県在住者に限る。
- 3 貸出券の記載事項に異同が生じたときは、速やかに届け出をしなければならない。
- 4 貸出券を紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けるものとする。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出は、次の各号の規定により行う。

- (1) 図書に貸出券を添えて係員に提示し、貸し出しを受ける。
- (2) 図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が夏季、冬季、春季休業期間中であるとき、総合情報センター長は適宜貸出期間を延長することができる。
- (3) 逐次刊行物の貸出期間は、7日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。
- (4) 貸出冊数は5冊以内とする。
- (5) 貸し出しを希望する図書が貸出中で貸し出しの予約をしたいとき、また、同一図書の再貸し出しも係員に申し込めば、支障のない範囲で行うことができる。
- (6) 総合情報センター長が必要と認めたときは、貸出図書の冊数の制限、貸出期間の変更をすることができる。また、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(長期貸出)

第7条 本学教員が教育や研究のため、及び本学の大学院研究科学生が研究や学位論文作成のため、若しくは、本学の学生等(大学院研究科学生を除く。以下本条において同じ。)が卒業研究(卒業論文、看護研究、特別研究等を含む。)作成のため、必要があるときは、第6条の規定による貸し出しの外、次の各号の規定によって貸し出しを受けることができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

- (1) 貸出期間は1か月以内とする。
 - (2) 貸出冊数は5冊以内とする。
 - (3) 本学の学生等にあつては所定の指導教員の証明書を必要とする。
- 2 逐次刊行物の利用にあたっては、原則として本条は適用しない。

(図書等の分置)

第8条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書及び逐次刊行物(以下「図書等」という。)は、学部の研究室、資料室等(以下「研究室等」という。)に分置することができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めた場合は返却を認めることがある。

- 2 分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。なお、同一図書の再分置は妨げない。
- 3 研究室等ごとに3,000冊以内とする。
- 4 第1項の規定により分置した図書等(以下「分置図書」という。)は、研究室等の管理者(以下「分置管理者」という。)が責任をもって保管し、利用するものとする。

- 5 分置管理者は分置図書を原則として分置した場所に常置するとともに、常に図書等の所在を明らかにしなければならない。
- 6 分置管理者は、第3条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申し出があったときは、支障のない限り閲覧または帯出ししなければならない。
- 7 総合情報センター長は、管理上必要があると認めたときは分置図書の点検を行うほか、必要に応じ出納管理状況を調査することができる。

(館外貸出禁止)

第9条 辞典、目録、索引類、視聴覚資料、その他特に総合情報センター長が指定した図書及び逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(保管責任等)

第10条 利用者は、貸し出しを受けた図書の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また返却期間を過ぎた貸出図書の督促に要した費用は、利用者が負担しなければならない。

- 2 利用者が、図書を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。

(文献複写)

第11条 図書館の利用者は、教育、研究、調査または、学習上必要があるとき文献の複写をすることができる。

- 2 利用者は、著作権法を遵守しなければならない。
- 3 その他複写に関する必要な事項は別に定める。

(相互利用)

第12条 当館が所蔵しない資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ、利用の申し込みができる。

- 2 他大学図書館等から、資料の利用の申し込みがあったときは、本学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。
- 3 前2項に要する経費は利用者が負担するものとする。

(視聴覚機器)

第13条 視聴覚機器は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

(規則の遵守等)

第14条 利用者は、本学図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館運営の支障となる行為、他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。
- 3 本細則に著しく違反する者に対しては、図書館の利用を停止することがある。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、総合情報センター

長が定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この細則は、平成25年9月13日から施行する。

高知県立大学・高知短期大学情報処理施設等利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学・高知短期大学総合情報センター（以下「センター」という。）が管理する情報処理施設および設備（以下「情報処理施設等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用区分)

第2条 情報処理施設等の利用区分は以下のとおりとする。

- (1) 登録利用：利用者番号によって利用者を識別して情報処理施設等の機能（ネットワークを経由した利用を含む）を利用することをいう。
- (2) 演習室利用：特定の情報演習室を特定のユーザが占有して利用することをいう。
- (3) 端末機器接続利用：利用者が管理する端末機器（以下、センター外端末という）を機器番号によって識別してセンターが管理するネットワークに接続してネットワークを利用することをいう。
- (4) 特別利用：第1号から第3号までの利用以外の利用、および、第1号から第3号までの利用であっても他の利用者の利用に対して長時間または広範囲に支障が生じるおそれのあるものをいう。

(利用資格)

第3条 情報処理施設等を利用することができる者は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県立大学および高知短期大学（以下「本学」という）の常勤の教員および職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他、センターの長（以下「センター長」という）が適当と認めた者

(登録利用申請)

第4条 登録利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請を承認した場合は、利用者番号を付して申請者に通知するものとする。

(演習室利用申請)

第5条 演習室利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を承認した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(端末機器接続利用申請)

第6条 端末機器接続利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項による設置申請を承認したときは、センター外端末の機器番号を付して申請者に通知するものとする。

(特別利用申請)

第7条 特別利用をしようとする者は、あらかじめその利用方法や利用によって生じる可能性がある事態等を明示してセンター長と協議を行った上で、個別にセンター長の承認を受けなければならない。

2 複数の者が共同で特別利用しようとする場合は、複数の者には第3条第1号の者を少なくとも1名含めなければならない。この場合、複数の者の中から第3条第1号の者1名が代表して申請するものとする。

3 前項の申請のための申請書に記載にする事項は、利用の態様に応じてセンター長が個別に指定する。

4 センター長は、第1項の申請を承認した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の代行)

第8条 第4条から第6条までの申請は、やむを得ない事情がある場合は利用者に代わって第3条第1号の者が代行することができる。

(利用の変更)

第9条 第4条から第7条によりセンターの利用を承認された者（以下「利用者」という）は、申請書に記載した事項について変更が生じた場合には、センター長に変更申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 変更申請の手続きは、第4条から第7条に定める手続きに準じてセンター長が定める。

(条件付承認)

第10条 センター長は、第4条から第7条までの申請を承認するにあたっては、必要に応じて個別に利用条件を付することができる。

(利用の中止)

第11条 利用者は、承認を得た利用を中止するときは、センター長にその旨を届出なければならない。

2 前項の届け出の手続きは、センター長が定める。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、センター長が別に定める利用ガイドラインに従わなければならない。

2 第10条に定める利用条件が付された場合は、利用者はこの条件に従わなければならない。

- 3 やむを得ない理由により前 2 項に抵触する、あるいはそのおそれがある利用が必要となった場合は、あらかじめセンター長の承認を受けなければならない。

(演習室利用の方法)

第 13 条 演習室利用においては、利用者はその監督のもとで当該利用目的に関わる他の者に演習室を利用させることができる。

- 2 演習室利用においては、利用者は、承認された目的以外の目的で演習室を使用し、または他の者に使用させてはならない。

(センター外端末の管理)

第 14 条 端末機器接続利用においては、利用者はセンター外端末の管理責任者として、当該端末が情報処理施設等の正常な運用を妨げないように、適切に管理・運用しなければならない。

- 2 センター外端末の管理責任者は、その責任のもとで管理責任者以外の者にセンター外端末を使用させることができる。

(利用者に関する情報の収集)

第 15 条 センター長は、情報処理施設等の管理・運用を適切に行うために、自動化された方法を含む適切な方法によって情報処理施設等の動作や利用状況に関する情報を収集し保存することができる。

- 2 前項に基づき保存した情報のうち、利用者の個人情報を含むもの、および、識別記号等を利用した参照によって個人を容易に特定することができるものの取り扱いについては、別に定める。

(利用の報告等)

第 16 条 センター長は、利用者に対し、演習室利用にあつては利用が終了したとき、登録利用または端末機器接続利用にあつては利用年度の末に、利用に関する報告の提出を求めることができる。

- 2 センター長は、情報処理施設等の正常な運用を行うために必要と判断したときは、利用者に対して利用に関する報告の提出を求めることができる。
- 3 前 2 項の求めがあつたときは、利用者はその求めに応じなければならない。
- 4 特別利用の利用者は、利用が終了した後すみやかに、利用に関する報告をセンター長に提出しなければならない。
- 5 特別利用の利用者は、センターを利用した研究の成果を論文等によって公表しようとするときは、原則としてセンターを利用した旨を明記するものとし、公表後はすみやかにセンター長に公表した論文等を特定する情報を報告するものとする。

(利用承認の解除)

第 17 条 利用者が利用資格を喪失したときは、センター長は当該利用者の利用承認を解除することができる。

- 2 センター長が特に必要と認めた場合には、利用資格を喪失した者に対し、一定の期間、利用の継続を認めることができる。

(利用者の違反行為等への対応)

第 18 条 利用者が、法令またはこの細則に違反した場合、情報処理施設の運用に重大な支障を生じさせた場合、あるいはこれらのおそれがあるとセンター長が判断した場合、センター長は、その態様に応じて、以下の各号の措置をとることができる。

- (1) 当該利用者に対する適切な措置の指示
- (2) 当該利用者が利用できる機能の一時的な制限
- (3) 当該利用者の利用承認の一時的な停止

2 利用者が理由なく前項第 1 号の指示に従わない場合、センター長は当該利用者の利用承認を一時的に停止することができる。

(端末による違反行為等への対応)

第 19 条 センター外端末の利用によって、法令またはこの細則に違反する利用が行われた場合、情報処理施設等の運用に重大な支障を生じさせた場合あるいはこれらのおそれがあるとセンター長が判断した場合、センター長は、その態様に応じて、以下の各号の措置をとることができる。

- (1) 当該端末の管理者に対する適切な措置の指示
- (2) 当該端末の端末機器接続利用承認の一時的な停止

2 当該端末の管理者が理由なく前項第 1 号の指示に従わない場合、センター長は当該端末の端末機器接続利用承認を一時的に停止することができる。

(利用承認の取り消し)

第 20 条 第 18 条または第 19 条の規定に基づいて利用承認を一時的に停止した場合、当該停止事由の是正が適切に行えないとセンター長が判断したときは、センター長は、総合情報センター運営委員会（以下、「運営委員会」という）の議を経て、当該利用に関わる利用承認の取り消しを行うことができる。

(停止・解除・取り消し後の処理)

第 21 条 登録利用承認が一時的に停止されたときは、センター長は当該承認に係る利用者番号を当該利用者の了解を得ることなく一時的に当該利用者が利用できないようにすることができる。

- 2 登録利用承認が解除または取り消されたときは、センター長は当該承認に係る利用者番号を当該利用者の了解を得ることなく永続的に利用できないようにすることができる。
- 3 端末機器接続利用承認が解除されたときまたは一時的に停止されたときあるいは取り消されたときは、センター長は当該利用に係るセンター外端末の情報処理施設等との接続を当該機器の管理責任者の了解を得ることなく解除することができる。
- 4 特別利用承認が解除されたときまたは取り消されたときは、センター長は当該利用に係る情報処理施設等の設定等を特別利用が行えない状態に復帰させることができる。
- 5 第 1 項から第 4 項までの措置によって当該措置に関わる利用に生じた事態に対して、センターは責を負わない。

(経費の負担)

第 22 条 センターの利用に係わる経費の負担については、センターを設置する法人の理事長が運営委員会の議に基づき別に定める。

(損害弁償)

第 23 条 利用者が、故意または重大な過失により、情報処理施設等を損傷しまたは情報処理施設等の運用に重大な支障を生じさせたときには、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この細則に定めるもののほか、情報処理施設等の利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この細則の施行前に利用承認を受けたもの（利用者番号の交付を受けたものを含む）および IP 機器接続の承認を受けたものについては、本細則の該当する条項に基づいて利用承認を受けたものとみなす。

総合情報センター年報
平成 26 年度

2015 年 7 月 22 日 印刷
2015 年 7 月 22 日 発行

編 集 者 高知県立大学総合情報センター
高知短期大学総合情報センター

発 行 者 高知県立大学総合情報センター
高知短期大学総合情報センター

〒781-8515 高知市池 2751-1
TEL 088-847-8701

〒780-8515 高知市永国寺町 2-22
TEL 088-821-7129

印刷・製本 有限会社 近森謄写堂
〒780-0870 高知市本町 5-5-18
TEL 088-875-2181
FAX 088-875-2215
